

**令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、国の『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金』を活用し、市内に住所を有するすべての市民を対象にプレミアム付商品券を発行する。本要領は、『令和8年度津市生活応援商品券発行事業』の運営にあたり、受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

**2 業務概要**

(1) 委託業務名

令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年12月28日まで

(4) 提案限度額

1,551,284,000円

(消費税及び地方消費税相当額及び商品券プレミアム分を含む。)

**【内訳】**

| 内容     | 金額             | 消費税の取扱い | 摘要                |
|--------|----------------|---------|-------------------|
| プレミアム分 | 1,335,000,000円 | 非課税     | プレミアム率<br>100%相当分 |
| 事務費    | 216,284,000円   | 課税      |                   |
| 合計     | 1,551,284,000円 |         |                   |

※上記プレミアム分と事業実施に要する事務費の金額を合算した額を契約金額とする。

※商品券使用期間終了後に、販売済みの商品券の未使用があった場合は、当該商品券の売上金を発注者の指示する期日及び方法で発注者へ精算すること。

※前払金の支払を受けたプレミアム分は、販売及び使用実績により発注者の指示する期日及び方法で発注者へ精算すること。

※受注者は、商品券の販売等を再委託する場合は、商品券1冊当たりの販売手数料単価による契約とすること。

なお、発注者は、実績に応じた販売手数料を受注者に支払うものとする。

**3 参加資格**

本プロポーザルの企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす者

とする。

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けること。

なお、名簿に登載されている場合であっても、以下の書類のうち法人にあってはオ及びキ、個人にあってはカ及びクを提出し確認を受けていること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

オ 法人にあっては、本社及び委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

- (3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (5) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 国又は地方公共団体のプレミアム付商品券（紙商品券又は紙商品券とデジタル商品券の併用）発行等の業務について、令和3年4月1日から本公告の日までの間に履行を完了した実績があること。

#### 4 事業者選定スケジュール

|                 |  |
|-----------------|--|
| 公募開始・実施要領等の配布開始 | 令和8年2月20日（金）から<br>令和8年3月4日（水）まで                |
| 質問書の受付期間        | 令和8年2月20日（金）から<br>令和8年3月4日（水）まで<br>（最終日午後4時必着） |
| 質問への回答          | 令和8年3月5日（木）                                    |
| 参加表明書等の提出期限     | 令和8年3月6日（金）午後4時必着                              |
| 資格審査結果通知        | 令和8年3月10日（火）                                   |
| 企画提案書等の提出期限     | 令和8年3月11日（水）正午必着                               |
| 審査委員会の開催        | 令和8年3月12日（木）                                   |
| 選定結果通知・公表       | 令和8年3月13日（金）以降速やかに<br>通知・公表を行う                 |
| 契約締結            | 令和8年3月下旬                                       |

#### 5 公募型プロポーザル実施要領等の配布開始日等

- (1) 配布開始日

令和8年2月20日（金）

- (2) 配布場所

津市公式ウェブサイトに掲載（下記ページでダウンロード）及び津市商工観光部商業振興労政課窓口で配布 ※郵送による配布は行わない。

<https://www.info.city.tsu.mie.jp>

(3) 配布資料

- ア 令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務公募型プロポーザル実施要領（本書）
- イ 令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務委託仕様書
- ウ 各種様式（様式第1号から様式第8号まで）

6 質問の受付及び回答

公募に関して質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付ける。なお、審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問の受付

- ア 提出書類 質問書（様式第8号）
- イ 提出期限 令和8年3月4日（水）午後4時必着（質問がある者のみ）
- ウ 提出先 電子メールアドレス（[229-3114@city.tsu.lg.jp](mailto:229-3114@city.tsu.lg.jp)）に送付

(2) 質問への回答

- ア 回答期日  
令和8年3月5日（木）
- イ 回答方法  
津市公式ウェブサイトで回答（公表）する。再質問の受付は行わないことから、質問内容を明確に記載すること。  
回答は質問項目及びそれに対する回答のみとし、意見表明と解されるものについては回答しない場合がある。なお、質問を行った者の名称等は公表しない。

7 参加表明書関係及び企画提案書関係の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送による場合は、書留郵便等によること。

(2) 提出期限

- ア 参加表明書 令和8年3月6日（金）午後4時必着
- イ 企画提案書 令和8年3月11日（水）正午必着

(3) 提出場所

津市役所本庁舎7階 商業振興労政課

(4) 提出書類

- ア 参加表明書関係
  - (ア) 参加表明書（様式第1号）
  - (イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

ただし、津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載されていない者にあつては、「3(1)アからエ」の書類も添付し提出すること。

(ウ) 法人・団体概要及び業務実績（様式第3号）

(エ) 納税証明書

a 法人の場合

- ・本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税の完納証明書
- ・法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書（その3の3）

b 個人の場合

- ・所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書（その3の2）
- ・事業所等の所在地における市区町村税の完納証明書

※市区町村において完納証明書が発行できない場合は、滞納がないことを証明する書面

イ 企画提案書関係

(ア) 企画提案書提出書（様式第4号）

(イ) 企画提案書（様式第5号）及び企画提案資料

(ウ) 見積書（様式第6号）及び事務費の見積内訳書（様式第7号）

(エ) その他補足資料

(4) 提出部数

ア 参加表明書関係 正本1部

イ 企画提案書関係 正本1部、副本15部

(5) その他

ア 用紙はA4縦版（A3版の折り込み可）とし、左綴じ各ページに通し番号を記載すること。

イ 使用する文字の大きさ、フォントは指定しない。

ウ 副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。

エ 企画提案書等提出された書類は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号）等の法令に基づき公表する場合がある。

## 8 企画提案資料作成方法

(1) 企画提案資料の概要

ア 名称

「令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務企画提案資料」とすること。

イ 企画提案資料の様式等

- (ア) サイズ A 4 版
- (イ) 用紙方向 縦方向
- (ウ) 文字列の方向 横書き
- (エ) 印刷の面 両面
- (オ) ページ数 50 ページ以内（表紙、目次、合紙、様式第 5 号を含まない。  
A 3 版を折り込む場合は 2 ページとしてカウントする。）

#### ウ 企画提案資料の内容

別紙「企画提案書（様式第 5 号）」によること。また、実現可能な内容を提案すること。

## 9 審査・選定方法及び審査基準

### (1) 審査・選定手順

提出された 7(4)アの参加表明書関係の書類により、担当部署にて資格審査を実施する。その後、令和 8 年度津市生活応援商品券発行事業運営業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、7(4)イの企画提案書関係の書類に基づき、審査（プレゼンテーション審査）を行い、最も高い評価を得た企画提案を行った者を契約の相手方の最優先候補者として選定する。

なお、参加事業者が 1 事業者のみの場合であっても、審査を実施する。

また、評価（得点）の合計点の平均得点が 60 点に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しない。

### (2) 資格審査

7(4)アの参加表明書関係の書類を提出した事業者を対象に、参加資格を満たしているか担当部署において書類審査を行う。

ア 日程 令和 8 年 3 月 10 日（火）

### (3) 審査委員会

ア 日程 令和 8 年 3 月 12 日（木）時間未定

イ 場所 津市役所本庁舎 8 階 81 会議室

ウ 内容 プレゼンテーション審査

(ア) プレゼンテーションの時間は 30 分以内（説明 15 分以内、質疑応答 15 分以内）とすること。

(イ) プレゼンテーションの説明者は、管理責任者を含め最大 3 名までとし、説明は、管理責任者又は主たる担当者が行うこと。

(ウ) プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書により行うこととし、プロジェクターで投影するスライドショー形式（パワーポイント等）で実施することを認める。なお、プロジェクター及びスクリーンは、津市で用意する。

#### (4) 選定結果の通知及び公表

- ア 資格審査結果 令和8年3月10日(火)に、参加表明書類の提出者全員に電話及び電子メールにて通知する。
- イ 審査結果 令和8年3月13日(金)以降、津市公式ウェブサイトにて公表するとともに審査委員会への参加者全員に文書により結果を送付する。

### 10 契約の締結

最優先候補者と契約締結の協議を行い、見積書を徴取して予定価格の範囲内であった場合は契約を締結する。

この協議には、提案の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、最優先候補者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反したこと等の理由により協議が不調のときは、審査委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

### 11 注意事項

- (1) 提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。
- (2) 参加表明書関係及び企画提案書関係の書類が以下の条件のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと、最優先候補者の決定の取消し又は契約の締結の無効若しくは取消しを行うことがある。
  - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 作成様式(書式)及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの
  - キ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提案に関する費用(資料作成費、通信運搬費、交通費等)は、選定結果のいかんにかかわらず提案者の負担とする。
- (5) 審査の結果に関する質問及び申し立ては受け付けない。
- (6) 委託料の支払方法については、令和8年度津市生活応援商品券発行事業運営業務委託仕様書「9 委託料の支払」のとおりとする。
- (7) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届(任意様式)」により「13 担当部署」に届け出ること。

### 12 情報公開基準

| 対象           |         | 契約締結前 | 契約締結後 |
|--------------|---------|-------|-------|
| 指名条件         |         |       | ○     |
| 選定条件         |         |       | ○     |
| プロポーザル方式採用理由 |         |       | ○     |
| 提案書類         | 提案者名    | ×     | ○     |
|              | 企画提案書   | ×     | ○（注1） |
|              | 見積書     | ×     | △（注2） |
|              | その他提出書類 | ×     | ○（注1） |
| 採点表（合計点）     |         | ○（注3） | ○     |
| 採点表（各評価項目点）  |         |       | ×     |
| 委員名簿         |         |       | ○（注4） |
| 選定結果         |         |       | ○     |

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注2） 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注3） 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

（注4） 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

（留意事項） 採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

### 1.3 担当部署

津市商工観光部商業振興労政課

【所在地】 三重県津市西丸之内23番1号 津市役所本庁舎7階

【電話番号】 059-229-3169

【電子メール】 229-3114@city.tsu.lg.jp